

Ⅱ. 「公認会計士試験免除通知書」の取得方法

1 概要

審査会は、免除申請書及び添付書類の内容を審査した後、認定した者には「公認会計士試験免除通知書」を送付します。当該免除通知書がないと、試験免除が受けられません。

なお、旧公認会計士試験制度の下で平成17年以前に免除を受けている場合は、再度の免除申請が必要になります。

<免除の種類と要件>

(注) は第Ⅱ回短答式試験にのみ出願可能

資格要件	免除科目		参照
	短答式試験	論文式試験	
商学教授・准教授／商学博士の学位を授与された者	全科目	会計学、経営学	P16
法律学教授・准教授／法律学博士の学位を授与された者	全科目	企業法、民法	P16
経済学教授・准教授／経済学博士の学位を授与された者	—	経済学	P16
高等試験本試験合格者	全科目	高等試験本試験において受験した科目 (当該科目が商法である場合は企業法)	P17
司法試験合格者	全科目	企業法、民法	P17
旧司法試験第2次試験合格者	全科目	旧司法試験第2次試験において受験した科目 (当該科目が商法又は会計学である場合は企業法又は会計学)	P17
税理士となる資格を有する者	財務会計論	租税法	P17
税理士試験の科目合格者	財務会計論	—	P18
会計専門職大学院修了者（見込者）	財務会計論、 管理会計論、 監査論	—	P18
金融商品取引法等に規定する上場会社等で会計等に関する事務に7年以上従事した者	財務会計論	—	P19
不動産鑑定士試験合格者及び旧不動産鑑定士試験第2次試験合格者	—	経済学又は民法	P19
企業会計の基準の設定等の事務に従事した者で審査会が認定した者	—	会計学	P20
監査基準の設定等の事務に従事した者で審査会が認定した者	—	監査論	P20
旧公認会計士試験第2次試験合格者のうち旧公認会計士試験第2次試験の論文式試験において免除を受けた科目のある者	—	旧公認会計士試験第2次試験において免除を受けた科目 (当該科目が商法である場合は企業法)	P20